

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

- 福島県企業局 福島県企業局 福島県企業局財務規程の一部を改正する規程 一
- 福島県企業職員給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程 二
- 福島県公安委員会 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第六条第三項の規定による法人等の認定に関する規則 三
- 福島県道路交通規則の一部を改正する規則 三

### 福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成25年 3月19日

福島県知事 佐藤 雄平

#### 福島県企業局管理規程第1号

#### 福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程(昭和44年福島県企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2 収益勘定の表中	受取利息及び配当金	
--------------	-----------	--

受取事業収益	事業の受託に伴う事業収益	
を		に改め、同表費

受取利息及び配当金

益

用勘定の表中

支払利息

を

受

記事業費	
給料 手当等	職員の給料 職員の扶養手当、暫定手当、 期末手当、勤勉手当、超過勤 務手当、特殊勤務手当等の諸 手当
賃金 報酬	臨時職員及び人夫の賃金 臨時又は非常勤の顧問、嘱託 員等に対する報酬
法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚 生年金保険料、雇用保険料、 労災保険料及び労務災害補償 費等
旅費	職員等に支給する旅費
退職給与金 報償費 備消耗品費	職員に対して支払う退職手当 報償金、奨励金等 事務用消耗品及び工事用消耗 品並びに耐用年数1年未満又 は取得価額10万円未満の器具 及び備品の取得に要する費用
燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 広告料 委託料 手数料	電気料金、ガス料金等 広告及び宣伝に要する費用 公金取扱い、し尿処理、訴訟

支

賃借料	手数料等 借地料、借家料、自動車借上 料等
測量調査費 修繕費 土地維持管 理費	
補償金 研修費 交際費 会議費 厚生福利費 負担金 保険料 公租公課 雑費	補償金、賠償金、見舞金等 職員の研修に要する費用 会議のための茶菓、弁当代等 職員の厚生福利費
払利息	

「電話加入権」を「電話加入権  
ソフトウエア」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経営企画課)

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年3月19日

福島県知事 佐 藤 雄 平

福島県企業局管理規程第2号

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

を改正する規程の一部を改正する規程

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程(平成18年福島県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「ほか、」の次に「平成26年3月31日までにあっては」を加え、「得た額」を「得た額。以下この項において「差額相当額」という。)を、平成26年4月1日から平成27年3月31日までにあっては差額相当額から平成26年3月31日における差額

に改め、同表資産勘定の項中

相当額に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「減額基準額」という。）（減額基準額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額）を減じた額を、平成27年4月1日から平成28年3月31日までにおいては差額相当額から減額基準額に2を乗じて得た額（その額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額）を減じた額」に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。  
(経営企画課)

**福島県公安委員会**

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第6条第3項の規定による法人等の認定に関する規則をここに公布する。

平成25年 3月19日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

**福島県公安委員会規則第2号**

**警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第6条第3項の規定による法人等の認定に関する規則(認定)**

(認定)

**第1条** 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「法」という。）第6条第3項の法人又は国若しくは地方公共団体の機関は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する者のうちから認定するものとする。

- (1) 法第6条第1項の解剖（以下単に「解剖」という。）を実施するために必要かつ適切な施設及び機械器具が確保されていること。
- (2) 解剖に関し相当の学識技能を有する医師が確保されていること。
- (3) 前号に規定する医師によって解剖が実施されること。
- (4) 解剖の実施に関する事務によって得られた情報が適切に整理保管されること。

**第2条** この規則の施行に関し必要な事項は、福島県警察本部長が定める。

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(捜査第一課)

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月19日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

**福島県公安委員会規則第3号**

**福島県道路交通規則の一部を改正する規則**

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第10号中「別表の搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第9項の規定による認定（同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けた同条第1項に規定する構造改革特別区域計画に同法第2条第2項に規定する特定事業として定められたものに限る。）」に改める。

別表第3 県道いわき石川線の項の次に次のように加える。

県道小名浜四倉線	いわき市小名浜字鳥居下88番地6地先から同市小名浜字松之中78番1地先まで
----------	---------------------------------------

別表第3 県道常磐勿来線の項の次に次のように加える。

県道小名浜小野線	いわき市小名浜相子鳥字石田43番3地先から同市小名浜住吉字折返9番2地先まで
----------	--

別表第3 市道（福島市）佐倉下荒井線の項の次に次のように加える。

市道（福島市）古屋敷桜町線	福島市成川字西谷地1番1地先から同市下鳥渡字新町35番1地先まで
---------------	----------------------------------

別表第3 市道（いわき市）小名浜林ノ上線の項中

「	いわき市泉町下川字大剣1番14 16番地24地先まで
---	-------------------------------

1 地先から同市小名浜字吹松

を

「	いわき市泉町下川字大剣1番14地先から同市16番地24地先まで
」	いわき市小名浜字中原15番1地先から同市小名2地先まで

小名浜字吹松

に改め、同項の次に次のように加える。

浜山神北39番

市道 (いわき市) 渚滝尻線	いわき市泉町滝尻字橋本48番1地先から同市小名浜字中原15番1地先まで
市道 (いわき市) 隼人大原線	いわき市小名浜字松之中6番地先から同市小名浜大原字小屋1番1地先まで

別表第3市道 (いわき市) 法田滑沢線の項の次に次のように加える。

市道 (いわき市) 花畑町相子島線	いわき市小名浜大原字小屋1番1地先から同市小名浜相子島字石田48番地先まで
----------------------	---------------------------------------

**附 則**

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

(交通企画課)